

別紙1 各地区の保存管理方針、保存・活用のための整備方針

三の丸地区

地区の概要

城域としての旧地形や武家屋敷等の屋敷割石垣等も残されており、旧細川刑部邸や熊本博物館等教養施設が整備されている地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②整備された教養施設を利用しながら、史跡としての景観形成に努める。

整備方針「歴史学習体験ゾーン」

既整備の教養施設との相互連携を深め、熊本城跡の魅力と価値を高める。

二の丸地区

地区の概要

監物櫓や石垣・地割が良好に残るとともに都市公園としての公園整備が進められ、遺構と現代の施設が共存する地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②公園利用者に対して、二の丸地区の歴史性・重要性の周知と啓発に努める。

整備方針「緑の憩い広場ゾーン」

景観の維持と遺構の明確化を進め、市民や観光客が歴史を感じ・憩う場としての活用を行う。

新町地区

地区の概要

熊本城の城下町として、町屋の保存や地割を活かしたまちづくり等が進められている地区。

保存管理方針

地割の保存とともに、地域住民と協力して本物の城下町の風情を感じられる町並みづくりに努める。

整備方針「新町城下町ゾーン」

城下町としての環境醸成に努め、旧城域との連続性を図る。

千葉城地区

地区の概要

中世に城（千葉城）が築かれた歴史的に重要な地区であるとともに、公共施設・民間施設が多く設置されてきた地区。また、近況において、旧JT熊本支店の解体や旧NHK熊本放送局の機能移転により、適切な保存と地域の魅力向上に資する活用が期待される地区。

保存管理方針

旧城域を形づくる地形の保存に努めるとともに、隣接する本丸地区と一体となった景観の形成に努める。

整備方針「文化交流ゾーン」

本丸地区と隣接した空間を活かし、史跡・公園整備等による旧城域としての一体的な保存を図る。あわせて、エントランスとして位置づけ、既存の文化施設等も活用して市民等が歴史文化・芸術に親しむ場とする。

本丸地区

地区の概要

築城当時の遺構が最も多く残り、復元されたものと合わせて、往時の姿を最も色濃く残している地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素の適切な保存を徹底する。
- ②歴史資料に裏づけされた往時の景観の維持・創出に努める。

整備方針「本丸城郭ゾーン」

遺構の適正な保存とともに、遺構や復元建造物を活用し、往時を体感できる場とする。

古城地区

地区の概要

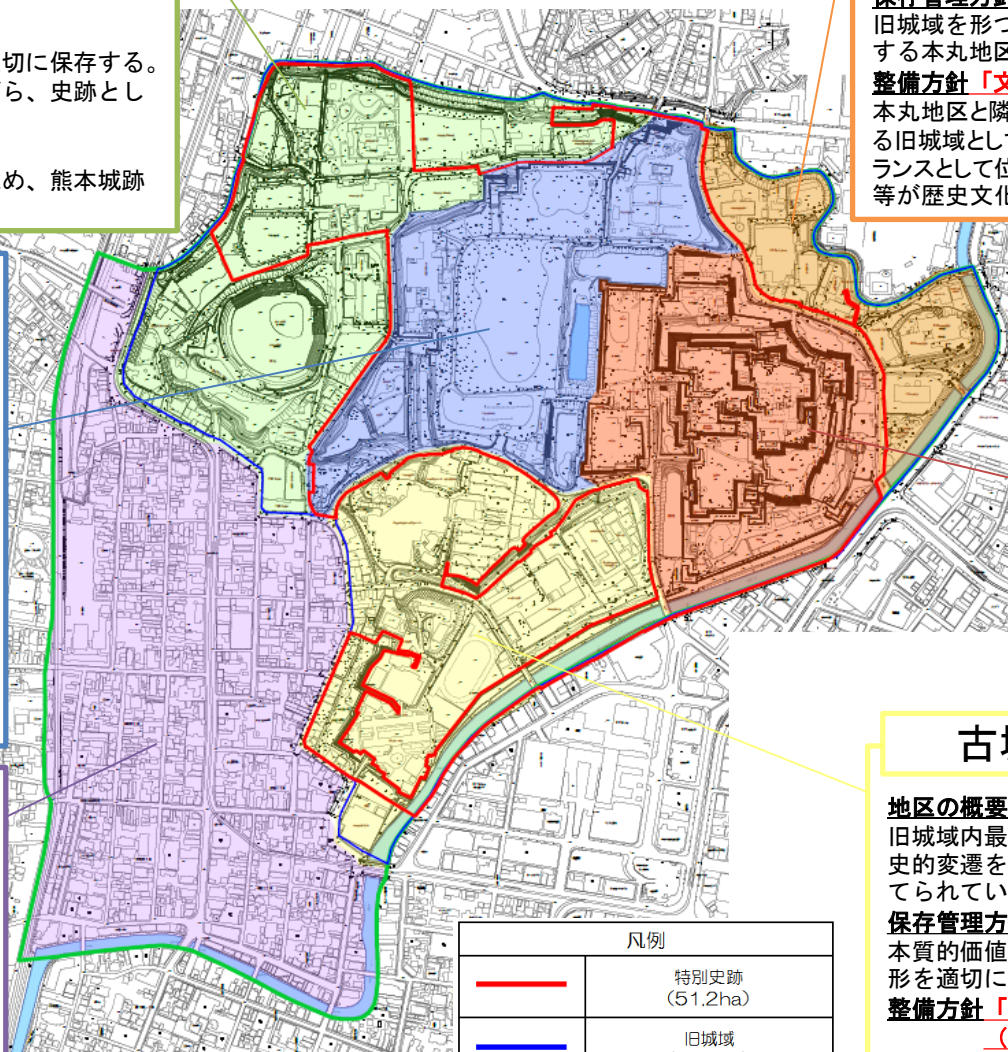
旧城域内最古の石垣（近世初期）が良好に残り、歴史的変遷を知ることが出来るが、各種施設が多く建てられている地区。

保存管理方針

本質的価値を構成する諸要素とともに、地割や旧地形を適切に保存する。

整備方針「古城歴史ゾーン」「エントランスゾーン（桜の馬場地区）」

往時の景観を体感できる地区として整備する。特に、桜の馬場地区はエントランスゾーンとして熊本城見学の拠点とする。



凡例

	特別史跡 (51.2ha)
	旧城域 (約98ha)
	惣構(約138ha)

別紙２ 地区ごとの現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱の原則

■原則として、発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為以外は認めない。

■但し、特別史跡熊本城跡は「熊本城公園」として一般に開放されているとともに、宗教施設等民有地を含んだ史跡である。このため、公園等公共施設・公益施設の維持管理上必要な行為、民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為については、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認めるものとする。

※なお、土地の掘削等を伴う現状変更等については、事前の発掘調査等遺構確認調査または熊本市埋蔵文化財担当部門の立会を要する場合があります、史跡の保護のために計画変更を要する場合や現状変更等を認めない場合がある。

地 区

本丸地区

二の丸地区

三の丸地区

古城地区

千葉城地区

①発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為

史跡指定地内でなされる必然性がある行為であり、かつ史跡を構成する諸要素の本質的価値の保存を前提として、必要最小限度の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものである場合に認める。

②民有地等に公設宗教・公設連行施設等の維持管理行為及び必要生活行為

建築物／工作物

新設

現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。

※土地の形状の変更を伴わない、一時的な仮設の看板や展示物等の設置など、事前協議を行い、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものは、許可は不要。

改築／改修・除去及び色彩の変更

公益上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。

公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。

公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。

認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。

認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を大きく超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。

土地の掘削・盛土・切土等

公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。

道路、園路の新設・改修・除去等

公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。

公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。

公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。

樹木の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更（盛土等）等

その他

個別に熊本市教育委員会と事前の協議による